

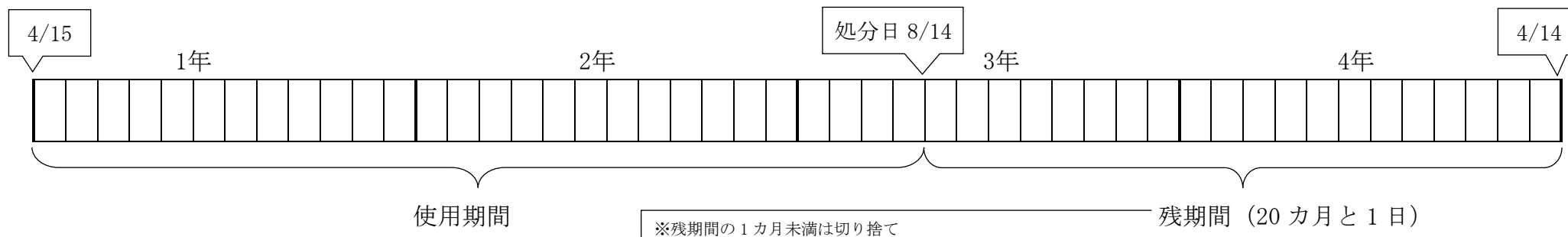
長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第 14 条に規定する処分の制限期間等は、下記のとおりとする。万が一下記期間内に処分を行う場合は、その旨届け出ること。なお、処分の制限期間を超えて処分を行う場合は、届け出は必要ない。

補助対象事業	処分制限期間	処分制限期間内に処分を行った場合の補助金返納額
住宅窓の断熱改修	—	
薪ストーブの設置	4 年	補助金返納額 = 補助金交付額 × (残期間月数 ÷ 処分制限期間月数) ※残期間月数の 1 カ月未満は切り捨てとする。 ※計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置	4 年	
次世代自動車の導入	4 年	
家庭用燃料電池システムの設置	4 年	

※住宅窓については、処分するということが自体が通常想定しづらく、また、居住者等の過失により、比較的破損しやすいものでもあることから、処分の制限期間は設けない。また、次世代自動車の導入で、リースの場合（事業者に限る）についても、処分の制限期間を設けることが馴染まないことから、同期間を設定することはしない。

### ◎補助金返納額の計算例

100,000円の補助金交付を受けた電気自動車を、28カ月使用した後に処分する場合



$$\text{補助金返納額} = 100,000\text{円 (補助金交付額)} \times \left( \frac{20\text{カ月 (残期間月数)}}{48\text{カ月 (処分制限期間月数)}} \right) = 41,666.66 = 41,000\text{円 (千円未満切り捨て)}$$

### ◎補助金返納の必要がない場合

財産処分が以下に該当する場合は、補助金返納の必要はない。ただし、処分の制限期間内である場合は、届け出し、承認を得る必要がある。

- ・当該設備等が、天災等やむを得ない事象により破損した場合
- ・本人の責めに帰さないやむを得ない事情により、当該設備等を手放すこととなった場合
- ・その他、市長が特に認める場合